

# 山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成28年2月定例会

平成28年2月12日



## 目 次

平成28年2月定例会

2月12日（金曜日）

出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	2
黙とう	2
開議	2
議席指定	3
議長選挙	3
会期の決定	4
会議録署名議員指名	4
諸報告	4
議案上程（議第1号）	5
提案理由の説明……………広域連合長	5
補足の説明……………事業課長	5
質疑	5
討論	6
採決	6
議案上程（議第2号、議第3号及び議第4号）	6
提案理由の説明……………広域連合長	6
補足の説明……………事務局次長、事業課長	7
質疑	10
討論	12
採決	12
議案上程（議第5号）	12
提案理由の説明……………広域連合長	13
補足の説明……………事務局次長	13
質疑	13
討論	13
採決	13
議案上程（議第6号）	14
提案理由の説明……………広域連合長	14
質疑	14
討論	14
採決	14
広域連合長あいさつ	15
閉会	15



○出席議員（16名）

1番	佐藤洋樹	議員	2番	斎藤淳一	議員
3番	大山正弘	議員	4番	鈴木照一	議員
5番	秋葉征士	議員	6番	星川久	議員
7番	松田敏男	議員	8番	山尾順紀	議員
9番	佐藤忠吉	議員	10番	佐藤誠七	議員
11番	五十嵐智洋	議員	12番	遠藤榮吉	議員
13番	丸山至	議員	14番	本間信一	議員
15番	小松原俊	議員	16番	富樫透	議員

○説明のため出席した者

広域連合長	佐藤孝弘	副広域連合長	遠藤直幸
代表監査委員	中村一明		
事務局長	富木慶太郎	事務局次長	佐藤浩之
会計管理者	設楽和由	事業課長	萩生田伸悟
総務係長	伊藤寛	企画財政係長	渡辺和彦
資格管理係長	五十嵐智春	給付係長	高橋正美

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	富木慶太郎	事務局次長（兼務）	佐藤浩之
書記（兼務）	伊藤寛	書記	猪藤潤
書記	門脇直樹		

○議事日程第1号

平成28年2月12日（金）午後2時開議

- 第1 議席指定
- 第2 議長選挙
- 第3 会期の決定
- 第4 会議録署名議員指名
- 第5 諸報告
- 第6 議第1号 平成27年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第7 議第2号 平成28年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第8 議第3号 平成28年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第9 議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

第10 議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例等の一部改正について

第11 議第6号 山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

---

○本日の会議に付した事件

日程第 1 議席指定

日程第 2 議長選挙

日程第 3 会期の決定

日程第 4 会議録署名議員指名

日程第 5 諸報告

日程第 6 議第1号 平成27年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第 7 議第2号 平成28年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第 8 議第3号 平成28年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

日程第 9 議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第10 議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例等の一部改正について

日程第11 議第6号 山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

---

午後2時00分

○副議長(佐藤忠吉君) 当広域連合議会の議長でありました小松善雄議員の任期が昨年9月30日をもって満了したことにより、議長が不在となっておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行います。

開議に先立ち、昨年9月18日にお亡くなりになられた、当広域連合議会の議員であった佐藤敏彦さんの御冥福をお祈りし、黙とうをささげたいと存じます。皆さま恐縮でございますが、御起立をお願いいたします。黙とう始め。

(黙とう)

黙とうを終わります。御着席ください。

---

午後2時01分 開議

○副議長(佐藤忠吉君) これより、2月5日告示召集されました平成28年2月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

出席議員は16名で定足数に達しております。

本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

---

### 日程第1 議席指定

○副議長（佐藤忠吉君） 日程第1 議席の指定を行います。

平成27年7月28日告示の選挙を初め、それ以降の選挙で新たに議員となられた大山正弘議員、鈴木照一議員、秋葉征士議員、星川久議員、松田敏男議員、山尾順紀議員、丸山至議員及び本間信一議員の議席を定めます。

会議規則第3条第2項の規定により、議長において議席を定めます。現在着席の議席を議席といたします。

---

### 日程第2 議長選挙

○副議長（佐藤忠吉君） 日程第2 議長の選挙を行います。

この選挙は、広域連合規約第10条第1項の規定による選挙となっております。

お諮りします。議長の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法を御提案しますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙については、指名推選の方法によることと決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、指名方法については、議長において指名することと決定いたしました。

それでは山形県後期高齢者医療広域連合議会議長に秋葉征士議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました秋葉征士議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤忠吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、秋葉征士議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました秋葉征士議員が出席しておりますので、会議規則第27条第2項の規定により当選を告知します。

議長に当選されました秋葉征士議員からごあいさつをお願いいたします。

○5番（秋葉征士君） 東根市議会議長の秋葉征士でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま皆さま方から議長を御推挙されまして、本当にありがとうございます。身に余る光栄と存じますが、正直なところ、胸のうちは非常に重責の念でいっぱいでございます。もともと私は浅学非才の身でありますので、執行部の皆さま方、そして議員各位の皆さま方の御協力、御指導をいただきながら、この連合のさらなる発展のために誠心誠意努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

どうか皆さま方、今後ともよろしくお願ひ申し上げまして、一言あいさつにかえさせていただきます。ありがとうございます。

○副議長（佐藤忠吉君） ありがとうございます。

ここで、議長を交代します。御協力ありがとうございました。

（議長交代）

---

### 日程第3 会期の決定

○議長（秋葉征士君） 日程第3 会期の決定を行います。

お諮りします。この定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秋葉征士君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

---

### 日程第4 会議録署名議員指名

○議長（秋葉征士君） 日程第4 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第59条の規定により、議長において指名をします。会議録署名議員に10番 佐藤誠七議員、11番 五十嵐智洋議員を指名します。

---

### 日程第5 諸報告

○議長（秋葉征士君） 日程第5 諸報告を行います。

監査委員から、平成27年8月から平成28年1月に執行した例月出納検査の結果が、地方自治法第235条の2第3項の規定により議長あて報告されております。

以上で報告を終わります。

---

日程第6 議第1号

○議長（秋葉征士君） 日程第6 議第1号平成27年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を上程いたします。

この場合、提案者の説明を求めます。佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

提案理由の説明

○連合長（佐藤孝弘君） ただいま上程されました議第1号について提案理由を御説明申し上げます。

議第1号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億839万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,545億240万円とするものであります。

詳細については事務局より御説明を申し上げます。

○事業課長（萩生田伸悟君） 議長。

○議長（秋葉征士君） 萩生田事業課長。

○事業課長（萩生田伸悟君） それでは議第1号平成27年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について御説明いたします。議第1号別冊の平成27年度歳入歳出予算事項別明細書をごらんください。

補正の概要でございますが、1点目として、保険給付費の増に伴い歳出2款1項の療養給付費及び2款3項高額療養諸費について7億94万7,000円を増額するとともに、歳入について定率負担となっております1款市町村負担金、2款国庫負担金、3款県負担金、4款支払基金交付金及び7款基金繰入金をそれぞれ増額するものでございます。

次に2点目といたしまして、死亡者数が当初見込みより増加しているため、歳出2款のうち葬祭費について545万円増額するとともに、歳入について7款基金繰入金を増額補正するものでございます。

3点目として、特別高額医療費共同事業拠出金について額の決定通知により199万9,000円が不足するため、歳入5款と歳出4款について同額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（秋葉征士君） 以上で提案者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。上程議案に対し、御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秋葉征士君） 御質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(秋葉征士君) 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。日程第6 議第1号平成27年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(秋葉征士君) 御異議なしと認めます。

したがって、日程第6 議第1号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議第2号、日程第8 議第3号及び日程第9 議第4号

○議長(秋葉征士君) 日程第7 議第2号平成28年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、日程第8 議第3号平成28年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算及び日程第9 議第4号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、関連がありますので一括して上程いたします。

この場合、提案者の説明を求めます。佐藤連合長。

○連合長(佐藤孝弘君) 議長。

#### 提案理由の説明

○連合長(佐藤孝弘君) ただいま上程されました議第2号、議第3号及び議第4号について提案理由を御説明申し上げます。

議第2号の平成28年度一般会計予算につきましては、歳入歳出の総額をそれぞれ5億3,480万9,000円とするものであります。

議第3号の平成28年度後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額をそれぞれ1,501億809万円とするものであります。

議第4号の後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、平成28年度及び平成29年度の保険料率を定めるとともに、低所得者に対する保険料軽減措置の軽減判定所得の見直しに伴い、軽減対象となる所得基準額を引き上げ、また、保険料軽減特例措置を平成27年度と同様に実施するため、所要の改正を行うものであります。

詳細については事務局より御説明申し上げます。

○事務局次長(佐藤浩之君) 議長。

○議長（秋葉征士君） 佐藤事務局次長。

○事務局次長（佐藤浩之君） 初めに、議第2号平成28年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきまして御説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

一般会計歳入歳出予算の総額は5億3,480万9,000円で、款項ごとの金額につきましては4ページの第1表歳入歳出予算のとおりでございますが、説明につきましては別冊事項別明細書に沿って行わせていただきます。平成28年度当初予算事項別明細書の1ページ、2ページをお願いいたします。

一般会計当初予算の総括でございます。1ページの歳入につきましては、1款の分担金及び負担金、2款財産収入、3款繰入金、4款繰越金、5款諸収入の5款構成でございます。2ページの歳出につきましては、1款の議会費、2款総務費、3款民生費、4款予備費の4款構成となっております。次にそれぞれの詳細につきまして御説明申し上げます。3ページ、4ページをお願いいたします。

最初に、歳入の1款分担金及び負担金でございますが、広域連合の運営に係る市町村からの事務費負担金でございまして、5億2,872万1,000円を計上しております。なお、この負担金に係る各市町村の負担につきましては、広域連合規約の規定により、均等割10%、75歳以上の高齢者人口割4.5%、総人口割4.5%の各割合で算出し御負担いただくことになっております。前年度と比較して361万2,000円の増額となっております。マイナンバー制度関連経費が新たに生じることによる事務経費の増が主な要因でございます。2款財産収入には財政調整基金の運用利子を計上しておりますが、国の方針により後期高齢者医療制度臨時特例基金を今年度で廃止する予定でございますので、今年度予算まで見込んでおりました同基金の利子分17万円は減額としております。3款繰入金でございますが、市町村負担金の一時的な増額を緩和するために、マイナンバー制度対応経費中、導入一時経費分540万円について財政調整基金を財源としようとするものであり、あわせて特別会計で一時借入れを行った場合の支払利子としての存目程度でございまして10万円も計上しております。次の4款繰越金につきましては前年度からの繰越金を存目1,000円、5款諸収入は1項に預金利子として1,000円、5ページになりますが、2項雑入として職員の住居借りに係る使用負担金など57万6,000円を計上しております。次に7ページ、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款議会費は、議員報酬及び議会開催に係る経費などで、前年度同額の65万9,000円を計上しております。次の2款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、前年度比131万6,000円の減として1億7,980万4,000円を計上しております。最も大きな比率を占めます派遣職員人件費負担金につきましては、来年度半数程度の職員交代が予定されておまして年齢構成が下がることが見込まれること及び今年度の支給額、時間外実績などから推計いたしまして、前年度比約170万円の減と見込んだことが主な減額の要因でございます。次の2目財政管理費につきましては財政調整基金に生じる利子の積み立てとして1万円を計上しております。続きまして9ページ、10ページをお願いいたします。

2款2項選挙費は、選挙管理委員報酬として前年度と同額の4万8,000円、3項監査委員費は、委員報酬等として8万9,000円を計上しております。3款民生費につきましては、特別会計の事務経費に係る繰出金3億4,919万9,000円を計上しております。マイナンバー制度

への対応経費が新たに生じることにより、前年度比1,032万4,000円の増となっております。4款予備費は前年度と同額の500万円を計上しております。11ページは特別職に係る給与費明細書でございます。今年度と同額でございます。

以上で、議第2号平成28年度一般会計予算についての説明は終わります。なお、議第3号、議第4号につきましては説明員を交代いたします。

○事業課長（萩生田伸悟君） 議長。

○議長（秋葉征士君） 萩生田事業課長。

○事業課長（萩生田伸悟君） それでは議第3号平成28年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。議案書の5ページをごらんください。

まず第1条第1項は予算の総額でございますが、歳入歳出総額はそれぞれ1,501億809万円でございます。第2条は一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を120億円とするものでございます。第3条は歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費を流用できる場合について定めるものでございます。続きまして歳入歳出予算内容について御説明しますので、議第2号及び議第3号別冊の平成28年度当初予算事項別明細書の13、14ページをごらんください。

13、14ページは総括でございます。歳入歳出それぞれの合計額は、昨年度との比較で率にして1.04%、額にして15億円ほどの増額となっております。

次にそれぞれの詳細につきまして御説明申し上げます。15、16ページ、歳入でございます。1款1項1目保険料等負担金は、前年度比4億455万4,000円増の115億9,340万8,000円を計上しております。2目療養給付費負担金は市町村が療養給付費の12分の1を支出するもので、前年度比2億876万9,000円増の119億6,545万5,000円の計上でございます。次に2款1項1目国の療養給付費負担金は、療養給付費の12分の3を支出するもので、前年度比6億2,630万8,000円増の358億9,636万4,000円を計上しております。2目高額医療費負担金は、レセプト1件当たり80万円を超える高額な医療費の80万円を超える部分について国と県が4分の1ずつ負担するもので、5億922万6,000円を計上しております。次に2項1目調整交付金は、広域連合間の財政力の不均衡を是正するために交付される普通調整交付金と広域独自の保健事業などに対して交付されます特別調整交付金の2つがありまして、あわせて148億6,390万2,000円を計上しております。2目の民生費国庫補助金につきましては、健康診査等の保健事業実施及び医療費適正化に対する国の補助で6,666万円を計上しております。補助率は3分の1になっております。3目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、保険料の特例軽減に対する補てん等のために交付されるもので12億1,772万9,000円を見込んでおります。3款1項1目療養給付費負担金は、県が療養給付費の12分の1を支出するもので、前年比2億876万9,000円増の119億6,545万4,000円を計上しております。

次に17、18ページをお願いいたします。3款2項1目県財政安定化基金交付金は、保険料の

上昇を抑制するため交付を受けるもので、平成28年度は4億円を予定しております。4款支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金から主に3割自己負担の方の医療給付費に対する現役世代の負担分として交付されるもので、598億8,398万2,000円を計上しております。次の5款特別高額医療費共同事業交付金につきましては、これまでの実績に基づき4,020万9,000円を計上しております。6款財産収入につきましては、医療給付費等準備基金利子収入として500万円を計上しております。7款1項1目一般会計繰入金は、事務費にあてるため一般会計から繰り入れるもので、昨年比1,032万4,000円増の3億4,919万9,000円を計上しております。増加した主な理由としましては、マイナンバーに係るシステム改修費用などが平成28年度に発生することなどによるものでございます。

次に19、20ページをお願いします。2項1目基金繰入金は、保険料軽減の財源として医療給付費等準備基金から平成28年度保険給付分繰り入れを行うもので7億5,000万円を計上しております。8款繰越金は存目のみの計上となります。9款の諸収入につきましては延滞金、預金利子、返納金、雑入などがございますが、存目のみを計上しております。第三者納付金につきましては、交通事故の加害者などからの納付金でございます。

次に21、22ページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項総務管理費でございますが、電算処理業務委託、レセプト点検委託、各種通知等の作成、郵送等に関する経費で、3億5,140万8,000円を計上しております。2款1項療養諸費についてであります。平成28、29年度特定期間の見込みにより計上しております。1目の療養給付費につきましては、前年比25億7,929万9,000円増の1,460億1,971万円を計上し、2目の療養費として10億2,388万7,000円を計上しております。

次に23、24ページをお願いします。2項1目審査支払手数料は、国保連合会に委託するレセプトの審査及び医療機関への支払事務に係る手数料であり、1件当たり70円とし、総額4億571万2,000円を計上しております。3項1目高額療養費は、自己負担額が世帯の所得状況に応じた限度額を超えた場合に支給するもので、10億4,841万9,000円を計上しております。また、2目の高額介護合算療養費は、医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が一定の限度額を超えた場合に支給するもので、1億2,636万2,000円を計上しております。次の3款県財政安定化基金拠出金は、給付費が見込みを超えて増加した場合の財源や保険料上昇抑制財源として活用するため、県が設置する基金への拠出金でございます。県と協議いたしました6,100万円を計上しております。

次に25、26ページをお願いいたします。4款1項1目特別高額医療費共同事業拠出金は、国保中央会が行う特別高額医療費共同事業への拠出金等として4,020万9,000円を計上しております。5款保健事業費は、市町村に委託して実施している健診事業と広域連合が独自に実施している歯周疾患検診事業や市町村が実施する長寿・健康増進事業への補助に要する経費になります。昨年度比1,314万7,000円増の3億8,653万1,000円を計上しております。6款基金積立金でございますが、医療給付費等準備基金の積み立てとなります。

次に27、28ページをお願いします。7款の諸支出金につきましては、保険料還付金、還付加算金、償還金でございますが、ほぼ前年度同様で1,830万1,000円を計上しております。8款予備費でございますが、昨年同額の500万円のみを計上しております。

以上で特別会計予算の説明を終わります。

続きまして議第4号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。議案書の7ページをごらんください。

改正点は3点になります。改正の1点目としましては、平成28年度、29年度における保険料率を所得割率8.58%、均等割額41,700円とするものでございます。

改正の2点目といたしましては、低所得者の負担軽減の観点から、被保険者均等割額を減額する基準のうち、2割を減額する基準については、被保険者数に乗ずる金額を現行の47万円から48万円とし、5割を減額する基準につきましては、現行の26万円から26万5,000円とするものでございます。

改正の3点目としましては、国が実施する低所得者及び元被扶養者に係る8.5割及び9割軽減などの保険料特例軽減措置を平成28年度も継続して実施するものでございます。

施行期日は平成28年4月1日となります。

以上で説明を終わります。御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（秋葉征士君） 以上で提案者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。上程議案に対し、御質疑ありませんか。

○11番（五十嵐智洋君） 議長。

○議長（秋葉征士君） 五十嵐議員。

○11番（五十嵐智洋君） 議第3号後期高齢者医療特別会計予算の件でおたずねしたいのですが、25ページ、第5款保健事業費、健康診査費ということが載っております。それについてこの別冊の新保険料率についての項目を見ますと、この健康診査事業というのは、平成19年度の受診率は22.5%であったと。ところが平成26年度受診率実績は19.7%と、2.8%ほど下がってるんですね。この健康志向が高まっているにもかかわらず、受診率が下がっていることについてはどのような傾向とか、地域性があるのか、その辺をおわかりになりましたら事務局におたずねいたします。

○事業課長（萩生田伸悟君） 議長。

○議長（秋葉征士君） 萩生田事業課長。

○事業課長（萩生田伸悟君） はい、お答えいたします。

特定期間の新保険料率の別冊の8ページ、健康診査事業でございますが、この中のですね22.5%と書いてありますが、後期高齢者医療制度が発足する前の老人保健医療時代ですね、3年間の平均受診率でございます。ですから平成19年度が22.5%だったということではなく、ちょっと表現が悪くて申し訳なかったんですが、老人保健時代の受診率については22.5%でしたと。ですからそれを、後期高齢者医療制度が発足したのが平成20年度ですんで、その際に、目標受診率としまして、上のほうに戻るんですけども、22.0%に設定しましたということござ

います。ですから年々下がってきているということではなくて、老人保健から後期高齢者医療制度に移った時点で、一たん受診率はがたっと下がりました。下がった時点で新しい目標受診率を22%に設定したということで、それから徐々に受診実績については上がってきております。だいたい年間0.7%ぐらいずつ上昇してきておまして、平成26年度昨年実績が19.7%であったというふうなことでございます。

あと県内地域の受診状況でございますが、基本的には庄内地区が大変受診率が高うございます。だいたい30%程度を達成していただいているところでございます。その理由としましてはですね、1つにはですね、個別健診といたしまして、要はかかりつけ医院での健康診断を実施していただいたとかですね、あとは健康推進委員というものを置いていただいて、まめに声がけをしていただいているとか、そういった努力が結果としてですね、30%を超える受診率に結びついているのかなというふうに考えているところでございます。当広域連合といたしましても、そういった庄内地区の優良市町村の取り組みにつきましてですね、いく度か関係市町村の担当課のほうに優良事例ということで紹介をさせていただいております。早く22%をまず達成しまして、そのあとさらに目標受診率を高く設定しましてですね、伸ばしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（秋葉征士君） よろしいですか。

○11番（五十嵐智洋君） 了解しました。

○14番（本間信一君） 議長。

○議長（秋葉征士君） 本間信一議員。

○14番（本間信一君） 25ページの6款基金積立金のことでちょっとお伺いしますけれども、今回の準備金を取り崩して15億ほど補てんするわけですし、その後財源というか、今回500万積み立てするわけですが、今後いろんな不足額が生じてきた場合、生じてくると思うんです。そうしたら財源として、今回15億という一応大きな金額を取り崩すわけなんですけれども、今後おっしゃった500万くらいの積み立てで間に合うのかあるいは、その辺の見通しをお聞かせいただければというふうに思います。

○事業課長（萩生田伸悟君） 議長。

○議長（秋葉征士君） 萩生田事業課長。

○事業課長（萩生田伸悟君） 御質問の件でございますが、現在、広域のほうの医療給付基金につきましては、総額で27億円ほどございます。それにつきましてはですね、今年度からですね、今までよりも有利な定期預金のほうに積み立てをしたところでございます。その結果としましてですね、この準備基金の積立額につきまして、今年度とりあえず50万なんですけれども来年度につきましては、その利率を見込みまして500万というふうな形に増額させていただいたところでございます。

基金の今後の見込みということでございますが、27億のうち今回15億拠出いたしますので、残り12億が残るといふふうな形になってございます。その12億につきましてはですね、やはり広域といたしましても何かのおりにある程度の残高を持っておらないと不安でございますので、我々としては、最低限医療給付費準備基金のほうから拠出をさせていただいて、引き下げ財源に充当させていただいたというふうに考えているところでございます。

○議長（秋葉征士君） 本間信一議員。

○14番（本間信一君） 了解しました。

○議長（秋葉征士君） ほかに御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秋葉征士君） 御質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秋葉征士君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。  
これより採決をします。

お諮りします。日程第7 議第2号平成28年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、  
日程第8 議第3号平成28年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算及  
び日程第9 議第4号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に  
ついての議案3件を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秋葉征士君） 御異議なしと認めます。

したがって、日程第7 議第2号、日程第8 議第3号及び日程第9 議第4号の議案3件につ  
いては、いずれも原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議第5号

○議長（秋葉征士君） 日程第10 議第5号山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例等の一部  
改正についてを上程いたします。

この場合、提案者の説明を求めます。佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

## 提案理由の説明

○連合長（佐藤孝弘君） ただいま上程されました議第5号について提案理由を御説明申し上げます。

議第5号につきましては、行政不服審査法の全部改正に伴い、審理員による審理手続に関する適用除外の規定を定めるとともに、所要の改正及び規定の整備をしようとするものであります。

詳細については事務局より御説明を申し上げます。

○事務局次長（佐藤浩之君） 議長。

○議長（秋葉征士君） 佐藤事務局次長。

○事務局次長（佐藤浩之君） 議第5号山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例等の一部改正について御説明申し上げます。議案書9ページをお願いいたします。

改正行政不服審査法が平成26年6月13日に公布され、平成28年4月1日に施行されることに伴い、当広域連合で制定しております条例中、関連いたします山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例、同じく個人情報保護条例、同じく行政手続条例につきまして、規定の整備を行おうとするものでございます。不服申立ての手続として、従来の異議申立てを審査請求に一元化すること、改正法が定めます審理員による審理手続につきまして、情報公開条例及び個人情報保護条例に関連いたします処分に対する審査請求は対象外とする除外規定を設けること、審査請求人等から意見書等の提出があった場合、提出者以外の審査請求人等への意見書等の提供を行うことなどが主な改正内容となっております、あわせて所要の規定整備を行うものでございます。

施行期日は、法律の施行日にあわせ平成28年4月1日としております。

以上で議第5号山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例等の一部改正についての説明は終わりますが、よろしく御審議の上、御決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（秋葉征士君） 以上で提案者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。上程議案に対し、御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秋葉征士君） 御質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秋葉征士君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより採決します。

お諮りをします。日程第10 議第5号山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例等の一部改正についてを原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(秋葉征士君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第10 議第5号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議第6号

○議長(秋葉征士君) 日程第11 議第6号山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてを上程いたします。

この場合、提案者の説明を求めます。佐藤連合長。

○連合長(佐藤孝弘君) 議長。

#### 提案理由の説明

○連合長(佐藤孝弘君) ただいま上程されました議第6号について提案理由を御説明申し上げます。

議第6号につきましては、山形県後期高齢者医療広域連合規約第11条第1項の規定により当広域連合に置く副広域連合長2人のうち、安部三十郎副広域連合長の任期が去る平成27年12月21日をもって満了したため、新たに中川勝米沢市長を選任することについて同意を求めようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(秋葉征士君) 以上で提案者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。上程議案に対し、御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(秋葉征士君) 御質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(秋葉征士君) 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。日程第11 議第6号山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてを原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（秋葉征士君） 御異議なしと認めます。

したがって、日程第11 議第6号については、原案のとおり同意されました。

---

○議長（秋葉征士君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

#### 広域連合長あいさつ

○連合長（佐藤孝弘君） 広域連合議会2月定例会が閉会されるに当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日の2月定例会に御提案いたしました案件につきまして慎重なる御審議を賜り、それぞれ御決議、御同意をいただきましてまことにありがとうございました。皆さまには今後もより一層の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

御承知のとおり、急速な高齢化の進展に伴いまして、当広域連合においても被保険者や医療給付費の増加が見込まれる中、国は持続可能な医療保険制度を構築するためのさまざまな改革を行っているところでございます。こうした中、当広域連合といたしましても医療保険制度の改革の動向を見据え、その運営に遺漏のないよう関係機関と緊密な連携を図り、高齢者の安心を支える安定的な制度運営に努めてまいりたいと考えております。

各位におかれましては、健康に御留意の上、今後とも適正かつ円滑な制度運営のためぜひお力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げます、あいさつといたします。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（秋葉征士君） 以上で、平成28年2月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後2時49分 閉会

---

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 秋葉 征士

副 議 長 佐藤 忠吉

署名議員 佐藤 誠七

署名議員 五十嵐 智洋

